

【別添参照】

別表（第12条関係）

施設の種類	利用料金	
物販館	売上額に100分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）。ただし、年間125万円を下限とする。	
トイレ駅舎通路（自動販売機設置場所に限る。）	売上額に100分の8を乗じて得た額（千円未満切捨て）	
駅舎前広場及びトイレ駅舎通路（屋外販売所に限る。）	市内に住所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事務所を有するもの	1日当たり1平方メートルにつき310円（平方メートル未満切上げ）
	上記以外のもの	1日当たり1平方メートルにつき620円（平方メートル未満切上げ）

<積算計算根拠>

【物販利用料金 : 2,500千円】

31,250千円（売上額） × 0.08 = 2,500千円（利用料金）

→利用者が指定管理者に払う利用料金=収入計上

【自動販売機利用料金 : 324千円】

4,050千円（売上額） × 0.08 = 324千円（利用料金）

→利用者が指定管理者に払う利用料金=収入計上

【パーゴラ利用料金 : 568千円】

（営業日数） × X m² × 310円 + （営業日数） × X m² × 620円
= 568千円

→利用者が指定管理者に払う利用料金=収入計上

【駅舎前広場利用料金 : 205千円】

（営業日数） × X m² × 310円 + （営業日数） × X m² × 620円
= 205千円

→利用者が指定管理者に払う利用料金=収入計上